

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県土木マネジメント部まちづくり推進局建築課において閲覧できます。

平成二十九年十月三十一日

奈良県知事 荒井正吾

一 許可番号

平成二十九年六月九日奈良県指令建第一〇〇一八号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成二十九年十月二十四日建第九〇三九号
公共施設に関する工事の検査済証 平成二十九年十月二十四日建第五三七〇号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

香芝市磯壁四丁目一六四番一、一六四番四、一六四番五、一六四番六、一六四番七、
一六四番八、一六四番九、一六四番一〇及び一六四番一一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

滋賀県守山市梅田町一五番九号

橋本不動産株式会社 代表取締役 橋本達雄

五 公共施設の種類、位置及び区域

道路 香芝市磯壁四丁目一六四番一

下水道 香芝市磯壁四丁目一六四番一の一部